

中央 労働時報

第1159号
臨時増刊

第67回全国労働委員会連絡協議会総会経過概要

一般財団法人

労委協会

第二議題

取消訴訟提起と救済命令の実効性確保

——経験と見解の交流——

(北海道労働委員会公労使提案)

○井上議長(大阪・公) ただいまから第二議題「取消訴訟提起と救済命令の実効性確保」の審議に入ります。私は大阪府労委の井上でございます。それから青森県労委の山内労働者委員、秋田県労委の三浦使用者委員です。皆様の御協力をいただきながら進行させていただきます。どうぞよろしく願います。

提案理由説明

公益委員(北海道) 道幸 哲也

北海道労働委員会から提案させていただきました。第二議題の提案理由を説明いたします。

不当労働行為事件の解決は、迅速かつ実態に見合った解決が要求されます。その点では「和解」が重視されます。他方、一旦救済命令の交付の段階になりますと、実効性のある救済が要請されますが、この救済には三つの問題があると思えます。一つ目は救済命令について、どのような救済命令を出すかという裁量の問題です。二つ目は司法審査、救済命令に対してどのような司法審査が及ぶかという問題です。三つ目は救済命令を発した後、その履行がなされない場合の、いわゆるサンクションの在り方の問

題です。サンクションのレベルになると、労組法は確定命令違反に対する過料、これは労組法第三条で規定されており、他方、確定判決の場合、つまり取消訴訟が提起された後に判決が確定した場合には、第二八条で刑事罰が科せられるという二つの仕組みがあります。

今日のテーマではありませんが、一つ目について調べたところ、昭和二四年に労組法の改正がなされた際に、不履行は一日につき過料額一〇万円というのが既に定まっております。六〇年間過料額は全くなかったという特徴があります。ただ、今日の労組法改正で、一日の不履行という部分以外については一〇万円が五〇万円になり、その意味では一定の過料額の高額化が図られておりますが、それ以外の部分については昭和二四年と同じ過料額です。から、これはこれで一つの問題だと思えます。

他方、今日のテーマの二番目、いわゆる確定判決違反の刑事罰については、実務的にも学説的にもほとんど研究されておらず、言及もされていないという状況です。おそらく、確定判決違反も確定命令違反も、そういったサンクションの不十分さゆえに、実務的には労働委員会よ

りもむしろ司法救済、特に団結権・団交権侵害を理由とする損害賠償事件が起きてくる原因は、命令の強制力のなさにあると言えるのではないかと思えます。ところが、最近、北海道労働委員会が労組法第二八条についての事件が

発生し、この問題について委員会内部でいろいろな議論をして、はっきり言えば釈然としない結論になったことから、今回議題提起をさせていただきました。

お手元の総会資料七頁にございますが、この事件は賃金等の遅配が続いたことから、従業員が組合を結成し、会社に対して未払賃金の支払いを求めたというものです。その支払いについては合意がなされましたが、組合はその賃金債権について会社と二回の分割払い、いわゆる和解契約を締結しました。ところが二回目の支払いがなかったことから、組合がその不履行について団体交渉の開催を求めたところ、会社の代表者は組合との連絡を絶って団交を拒否したので、会社のこのような行為が労組法第七条の第二号ないし第三号に違反するということと、組合から救済申立てがあり、道労委は会社に対し、和解契約の未履行部分の速やかな履行、誠実な団体交渉、誓約文の手交という三つの救済命令を発しました。

会社は当該救済命令について取消訴訟を提起したので、道労委は緊急命令の申立てをいたしました。会社は取消訴訟を提起したにもかかわらず、第一審で口頭弁論に全く出頭せず、第一審で請求を棄却する判決がなされ、併せて緊急命令が発せられた後も同判決に対する会社の控訴はなく、同判決は確定しました。道労委は確定判決により支持された命令の不履行通

知(労働委員会規則第五〇条第二項)を檢察官に発しましたが、檢察官は不起訴と決定しました。なぜ不起訴にするのかということ、刑事訴訟法第二六一条に依拠して不起訴理由の開示を求めたところ、檢察官からは嫌疑不十分という回答がありました。道労委としてはこれだけでは納得できませんので、事務局職員に内々の話を聞いてもらったところ、結局、経営破綻のために命令の履行が現実的に不可能であり、既に和解金の支払いができない状況だということから、違反の有無について嫌疑不十分により不起訴処分となって一件落着、我々にとっては落着ではないのですけれども、檢察官としては、この事件は不起訴処分が終わったということとです。

今言ったように、労働委員会は、使用者から取消訴訟が提起されると、普通、緊急命令の申立てを行います。一方、緊急命令違反に対しては、過料により暫定的な履行が確保されていますが、他方、命令が本件のように確定判決によって支持された場合には、第二八条による刑事罰が適用されます。ここから提案理由になるのですが、確かに刑事罰によるサンクションというのは、抽象的に言えば強制力が非常に強いのですが、「命令の名宛人は法人とすべきである」という昭和六〇年の済生会中央病院事件の最高裁判決が確定しているため、個人企業の場合は別ですが、法人の場合は法人を名宛人に

する、つまり使用者が法人であるということになります。

その場合、禁錮刑をどう考えるかということです。禁錮刑が可能かという問題と、誰に対してできるのかという問題があるわけです。罰金は考えようですけれども、禁錮刑については実効性、つまり本当にそのようなことが可能かということでは大きな疑問があります。また、先ほど言った確定命令違反との関連では、むしろ確定命令の方が不履行が継続して額が何百万円という形で青天井で増えていくケースもありますから、それに比べると、刑事罰とはいえず罰金一〇〇万円というのは必ずしも高くはありません。むしろ確定判決違反は、確定命令違反よりもサンクシヨンの力としては弱い部分があるということはどう考えるかというのが疑問です。

もう一つ大きな問題は、刑事罰の問題になると、検察官の起訴が必要になりまして、いわば最後のさじ加減を検察官がするという事です。そうした検察官の裁量について労働委員会として十分なチェックができない、特に不当労働行為の救済というのは刑事罰としても非常に特殊な形ですから、検察官の理解を得るのはなかなか難しいのではないかと、本件のように事件が嫌疑不十分として処理されまうと、労働委員会としては言葉どおり釈然としないうわけです。そのようなことで、このような問題

について全国的にどのような状況にあるのか、例えば、実際に起訴されたり、有罪とされた例があるのか、そういう例がない場合でも、このような形のサンクシヨンというのは今も存続させておく意味があるのだろうかということ

です。解釈論的にはいろいろ解釈の余地があると思いますが、私としてはむしろ立法的に解決すべき問題ではないか、仮にそのようになればどのような立法構想があるだろうか、ということとで提起した次第です。他都府県の労働委員会もそうかもしれませんけれども、北海道労働委員会は、最近救済命令を発した後、再審査の申立てがなされることが多いのです。再審査は中労委ですから、都道府県の労働委員会は案と言えませんが、取消訴訟が提起されるケースも最近増えておりますから、今言ったような問題が一般化する可能性もあると思います。

特に、取消訴訟を一旦提起して、すぐ負けてしまふと、後は刑事罰の対象になるわけですが、嫌疑不十分の可能性があれば、強制力の面で不十分な点が残りますから、検察官の運営の仕方によつては労働委員会制度の根幹が揺らぐということとです。昨日の第一議題ではあつせんとか和解などの労使関係の調整的な側面が議論されましたが、一転、和解がうまくいかなければ救済命令、つまり強制力の世界になるわけです。強制力の世界であれば、労働委員会として

は厳正な実施が社会的な役割ではないかと思えます。さらに労働委員会命令の厳格若しくは厳正な実施があつて、初めて和解が効果的に行われるという機能的な関連もあります。今言った第一八条をどう考えるかということについて、是非いろいろ御意見を伺いたいと思ひます。以上がこの議題を提案した理由です。

意見発表

公益委員(神奈川) 石黒 康仁

設問の順に意見を述べさせていただきます。まず、当委員会において、検察官に対して不履行通知をしたという事例はありません。ただし、現在確定判決が出て、それに対して検察官に不履行通知をするかどうかという事案を一件抱えております。それは当委員会が誠実団交承諾その他の救済命令を発したことに對して、会社側が取消訴訟を提起し、第一審、第二審と請求棄却、そして今年一月に最高裁で上告棄却あるいはその上告受理申立てが不受理となり、判決が確定したという事案です。現在、履行状況の報告等を双方から受けているのですが、その内容たるや団交承諾、誠実に応じたかどうかといったあたりが争点になっているものですか

ら、団体交渉の日時、場所、出席者等をめぐって意見の相違がありまして、当委員会としてもそのあたりの判断、不履行か否かの判断をこれから公益委員会議で検討していくことになり

ますが、そのような事案を一件抱えております。

設問二ですが、道労委から説明があつたように、緊急命令等に違反する場合は過料、確定判決の場合は行政刑事罰としての禁錮、罰金であります。後者は、いわゆる司法権の行使である裁判所の確定判決に違反するということで、違反の程度、反社会性、反規範性が高いことから刑事罰になつていくわけですが、実際問題として、行政罰と刑事罰ということでその制度あるいは手続が抱えている根本的な問題というものがあるわけです。道幸委員の話にもあつた、検察官のさじ加減でいかようにもなる、これを我が国では起訴便宜主義と言つております。必ず起訴しなければいけない起訴法定主義に對して、検察官の裁量が認められている中で検察官の権限行使をいかにしていくか、そのあたり

の問題があります。今回の不起訴理由は嫌疑不十分ですが、これは一般に嫌疑があるのだけれども証拠が十分ではない場合をいいます。道労委の命令内容から判断すると、和解金の履行がなされていない、あるいは誓約文の交付がなされていないという理由で嫌疑不十分と判断されたとしても、これは作為命令ですから、内容を履行したか否かははっきりしています。にもかかわらず証拠不十分と検察官が判断した事情については、よく分からないうところがあります。そうした場合、起訴便宜主義に對して檢察審査会に審査申立

てができないでしょうか。昨今、檢察審査会の権限行使についてはいろいろと騒がれておりますけれども、告訴、告発、請求等の要件については申立権者が限られているということ、果たして労働委員会がそのような地位にあるのか、あるいは、公務員の告発義務というものが刑法で規定されていますが、檢察庁に告発し、不起訴であれば檢察審査会に申立てをするといったことも、今後は検討していく必要があるのではないかと思われました。

また、命令の内容が一義的に解釈できるバックペイの支払い、誓約文の交付などははっきりしているのですけれども、当委員会が抱えている誠実面交承諾については、それに応じたかどうか、誠実に対応しているかどうかというの、判断が大変難しいところがあります。そういったところについての蓄積、経験のある労働委員会の判断をいかに檢察官に理解させるか。労組法規定についてあまり経験がないと言ったら失礼かもしれませんが、そうした檢察官に対して不履行の事実を説得し、いかに理解してもらうかが課題ではないかと思っております。

また、労組法の規定の中では、刑罰を科する対象、つまり処罰の対象が「その行為をした者」と規定されていることで、これがどのような者を対象としているのか。過料の場合には労組法は「使用者」と規定しているのですが、確定命

令違反の刑事罰の場合は「その行為をした者」と規定されています。そこでいろいろな見解の対立というか、考え方があるようです。法文の解釈からすれば、「使用者」と「その行為をした者」と分けているわけですから、やはり実際に命令違反の行為を行った者、救済命令で実際にその行為をなすべき者ということで、代表取締役や労働担当の執行役員などといった自然人、個人が客体になるのではないかと考えております。そのあたりの、使用者あるいは自然人か否かというところの解釈、判断がなかなか難しいために、道労委のケースとは違うかもしれませんが、檢察官が起訴を躊躇するということも出て来るかもしれません。

また、道労委の事例で分かったのは、緊急命令を発したのだけれども、要は確定判決までは控訴期間の経過により二週間で効力を失ってしまったということです。昨今は、そうした緊急命令を本案の判決と同時にするという事例が多いと聞いております。当委員会の先ほどのケースも、緊急命令の申立てをしてから、やはり本案判決と同時に出示されているのですけれども、二年かかっております。審査の実効性の確保、團結権の保障といったものが果たして徹底されているかどうか、その点は疑問な所とします。

そのようなことで、設問に対して感想を含め

ていろいろと述べましたけれども、そういったことを踏まえて、設問三の立法により解決する方法はないだろうかということをお考えますと、まず先ほどの檢察官の起訴便宜主義といいますが、司法制度の根幹をなすものですのでこれを容易に変えることはできません。また、緊急命令の決定の時期が本案判決と同時にというのは運用の問題ですから、今後、委員会あるいはそれぞれの当事者が裁判所に働きかけて、早期の命令を出していく、そのような運用で解決できると思います。立法的ということになりますと、先ほど申し上げた「その行為をした者」ということについて、例えば、「使用者」と規定して、過料の場合と同じように解釈して、そうした判断が容易にできるようにする、あるいは法人と代表者を処罰するという両罰規定、税法違反などでよくありますけれども、そのようなところで使用者とその行為を行った者の両者を処罰するという両罰規定といった形での立法的解決が考えられるのではないかと思います。

いずれにしても、事例がどれだけあるのか、つまり、改正をするだけの立法事実があるのかということが重要ですので、これからこういう場で多くの事例を集積して、更に精査、検討していく必要があると思っております。以上で私の意見発表を終了いたします。

労働者委員(岡山) 高橋 徹

第二議題について見解を表明いたします。

まず、設問一についてですが、岡山県労働委員会においては、取消訴訟を経ずに確定した救済命令に対して使用者が従わずに裁判所へ通知した例、救済命令取消訴訟において緊急命令の申立てをした例、確定判決で支持された命令に使用者が従わずに檢察官に通知した例はいずれもございません。しかしながら、労働委員会の救済命令の実効性については、確定した命令を履行しなかった場合に罰金や過料が科せられることで担保されているわけであり、議題の事案のように、檢察官に通知しても嫌疑十分で起訴にならないという事象が起こっていることは、救済命令の根幹に関わる大変重大な問題であると認識しております。先ほど神奈川県委員の方も言われておりましたけれども、檢察審査会の活用といったことも視野に入れた対応が必要ではないかとも考えております。

また、設問二の裁判所での審理を経て確定した命令と、命令後、そのまま確定した命令で、実効性を確保する手段が刑事罰と行政罰とで異なっていることについては、この行政罰は不履行期間に応じて過料の額の上限が加算されていくという制度になっているため、刑事罰ではないから実効性には欠けるというようになるとには直ちににならないのではないかと思っております。確定判決により支持されている命令

は、検察官も刑罰権の発動を求めやすいだろうといったことも考えられますから、両者の違いはやむを得ないことのようにも考えております。一方、救済命令の内容について考えたとき、救済命令が名宛人にどのような履行を求めているのか、命令の履行を担うのは具体的に誰かなど、命令内容の一層の明確化が求められていると思っております。

設問三についてですが、例えば確定判決により支持された救済命令に従わない場合、命令の名宛人が法人であれば、当該法人と実際にその行為を行った者（実行者）を罰する両罰規定にすることが考えられるのではないかと思いますが、最初にお話ししたように、岡山県労働委員会では設問のような事例はありませんでしたが、最近、当労働委員会の救済命令に対して、中労委での再審査と行政訴訟が同時に係属した事例があります。非常に興味深い事例だと思いますので、ここで御紹介したいと思います。事件は、会社が、病気のため休職中であった組合員Xを整理解雇した後、Xの解雇撤回等を求めて組合が申し入れた団体交渉に応じなかったことが不当労働行為であるとして救済申立てがあったもので、岡山県労働委員会が誠実団交応諾及び文書手交を命じました。この命令に対して会社は岡山地裁に取消訴訟を提起し、組合は救済命令の内容について、組合が求めた文書揭示を文書手交に変えたことが不服

であるとして再審査申立てを行いました。

一方、岡山県労委への救済申立ての後、ほどなくXは会社を相手方として地位確認、賃金請求の民事訴訟を地裁に提起いたしました。同一の事案について、中労委での再審査、それから初審命令に対する取消訴訟、民事訴訟の三つが同時に進行するという事態になったわけですが、その後、会社が提起した県労委命令に対する取消訴訟は第一審請求棄却、控訴審控訴棄却となりました。一方、中労委における再審査においても、県労委命令取消訴訟の控訴審判決前にも、組合の再審査申立てが棄却されました。ここで会社がこの控訴審判決に対し上告せず、また組合が再審査命令に対する取消訴訟を提起しなければ、一方で同一内容の命令が確定判決により支持され、一方で再審査において維持されるという事態が生じるわけです。この場合、命令の履行状況を確認するのは県労委なのか中労委なのか、あるいは不履行の状態であった場合、確定判決により命令が支持された場合の手續に進むのか、それとも取消訴訟を経ず、確定した命令違反に対する手續に進むのかといった問題が生じることになります。

しかし、再審査の結果、中労委は県労委の命令を取り消さず、変更もしていないので、県労委命令の効力は維持されたままであり、また使用者である会社は再審査申立てではなく、取消訴訟を提起したわけですから、この場合の手續

としては、確定判決により救済命令が支持された場合の手續によるものと考えられます。この岡山県労働委員会のケースでは、再審査の結論と取消訴訟の結論が一致したわけですけれども、仮に両者の結論が異なった場合、すなわち再審査において組合の請求を認めて、救済内容を拡張し、使用者がそれに対して不服であるとして取消訴訟を提起し、二つの取消訴訟が同時に係属するようなことになった場合、両者の関係はどうなるのか、こうしたことが法律では想定されていないのではないかと御指摘もありませんが、実際にこのようなケースがあったことから、対応については非常に興味深いものがあると考えております。

ところで、当労働委員会のこの事件の経過ですけれども、組合員Xが岡山地裁に提起した地位確認、賃金請求の民事訴訟においては和解が成立し、組合も救済命令の履行を求めないこととなり、命令履行の確保の問題は消滅いたしました。このような経緯をたどったわけですけれども、当労働委員会ではこのように興味深い事例がありましたのでここに御紹介し、私の意見発表といたします。御清聴ありがとうございます。

使用者委員（滋賀） 杉本 春雄
北海道労働委員会から提案のあった議題について、滋賀県労働委員会として検討してきました

したので、その内容を発表いたします。

その前に、滋賀県における審査事件の現状について、少しだけ説明させていただきたいと思っております。リーマンショック以降、非正規雇用労働者の派遣切りや雇止めに関する案件の増加が目立ちまして、新規申立件数は平成二十二年は六件、平成二十三年は一〇件と増加しております。平成二十三年は三件と、やや落ち着いたところではあるのですが、新規あるいは繰越しを含む年間取扱件数は、平成二十二年から三年連続で一〇件を超えるという状況です。また、特徴的なものとして、平成二十三年へ繰り越した一二件がすべて合同労組からの申立てでして、終結状況はそのうちの八割である九件が命令の交付で、和解の割合が低い傾向が見られました。このような状況をお伝えしたところで、発表に入らせていただきたいと思います。

まず、設問一についてですが、滋賀県においては、今述べたように、近年は命令交付事件が多いわけですけれども、昭和二十二年以降、行政訴訟の提起がない状況にありまして、同種の事例はありません。

次に、設問二についてですが、①から③に示された具体的な問題を、救済命令の実効性確保という視点からどのように考えるかという趣旨であると理解し、以下のとおり検討いたしました。

まず、①の問題ですが、これは次の②で挙げ

られている労組法第二八条の「その行為をした者」について、いくつかの解釈がある中で、現実に救済命令に違反する行為を行った自然人に限られるとする説が前提になっているように思います。そうすると、確定判決によって救済命令が支持されるに至った場合、救済命令の名宛人が労組法第二八条の罰則対象にならない可能性があるため、救済命令の実効性という点から見れば、救済命令や緊急命令の不履行を助長することにならないかという問題を指摘することができると思います。

次に、②の問題ですが、労組法第二八条で規定する「その行為をした者」が、具体的に明らかに定められていないことから、①で述べた解釈以外にも、救済命令が使用者を名宛人とする点から、当該命令の名宛人である使用者、法人の場合には法人そのもの、あるいは法人そのものと法人の代表者とする説であったり、法人、個人を問わず、使用者及び使用者のために実際に違反行為を行った工場長、担当重役などすべてとする説など、いくつかの解釈が示されており、当界において、検討に際して前提とした「現実に救済命令に違反する行為を行った自然人」と解する場合であっても、例えば厚生労働省の解説書では、「使用者が法人である場合には、労働委員会の命令の履行を確保すべき立場にあり、実質的にその権限を有する者」とあって、担当部局の責任者や法人の代表者など

が挙げられているわけですが、実際には具体的な特定が困難であると言われております。しかし、救済命令の実効性という点からみた場合、刑事罰の対象者の特定が困難であるというところは、刑事罰の適用を回避させることにつながる点、刑事罰の対象者が特定されること、緊急命令が執行されるとなると、実効性確保措置は労組法第二八条の刑事罰になる、これは先ほどお話があったところですけれども、しかしながら設問の本件でも示されているように、事實上、緊急命令が機能せず、更に労組法第二八条の刑事罰も科せられないとすれば、使用者は取消訴訟を提起することにより制裁を免れることになりかねません。取消訴訟が提起された場合には、救済命令に対する実効性確保措置の意味がほとんどなくなるといふことになりかねないと考えます。

そこで、最後にこれまで指摘してきたことを踏まえて、設問三の立法的解決についていくつかの可能性を示させていただきたいと思っております。まず、命令違反に対する実効性確保措置を労組法第二八条のケースを含めて、行政罰としての過料に一本化することが考えられます。確かに、一般的には刑事罰はより重い制裁と考えられますし、確定判決で支持された救済命令になお従わないという点で、反社会性はより強いということが言えるわけですから、刑事罰が規

定されているのだと思われませんが、それが現実には機能していないことに加えて、取消訴訟の提起によって別の弊害を生じさせ得るとすれば、むしろ過料に一本化することの方が望ましいのではないかと思います。ただその場合、確定判決で支持された命令に違反した場合の罰則の対象も、救済命令の名宛人と同一とすること、すなわち法人も含めた使用者とすることが望ましいのではないかと思います。

次に、暫定的、一時的な措置としての緊急命令の機能を重視するとすれば、それが本来の機能を発揮し得るように、より迅速に判断される方法も検討する必要があるのではないかと考えます。なぜ緊急命令が本裁判決と同時に発せられるのか、この点についてはいろいろの理由があると思いますが、例えば緊急命令の必要性だけではなく、救済命令の適否自体を裁判所が厳密に審査している点も指摘されています。そうであるとするれば、緊急命令本来の実効性を高めるためには、救済命令に重大な疑義あるいは明白な誤りがなければ、必要性審査にとどめるという点を明確にするといったことも考えられるのではないかと思います。

このほか、労働委員会制度の機能を重視して、より直接的な実効性確保措置が取れるようにすることなども考えられます。例えば、救済命令に対して使用者が取消訴訟を提起した場合でも、救済命令の効力は停止されないわけでは

から、その場合にも救済命令自体の不履行に対して何らかの措置、例えば過料を科すような措置を設けることなども考えられるのではないかと考えております。もともとこの点については、確定命令違反との関係であったり、救済命令が訴訟で取り消された場合の措置など、更に検討を要する問題点もありますので、ここでは指摘するにとどめたいと思います。以上をもちまして、滋賀県労働委員会の意見発表を終了いたします。御清聴ありがとうございました。

労働者委員（兵庫） 那須 健

先に述べられましたお三方と若干重複する部分もあるかと思いますが、本議題について私の考え方を述べたいと思います。

まず、設問一についてですが、兵庫県労働委員会では平成元年以降、確定判決により支持された救済命令について不履行通知をした事例はありませんでした。

次に、設問二の緊急命令及び確定命令の不履行に対する罰則は行政罰の過料であるのに対して、確定判決により支持された救済命令の違反に対する罰則は刑事罰とされていることについてどう考えるかについてですが、いずれも労働委員会命令違反に対する罰則という点においては共通しているものの、確定判決により支持された救済命令違反の場合は実質的に確定判決に対する違反の意味を持つことになり

確定判決により支持された救済命令違反の場合の方が責が重くなるという取扱いの違いは、妥当なものと考えております。

ところが、確定判決により支持された救済命令の違反の場合を刑事罰とすることで、二つの問題があるのではないかと考えております。その一点目は、刑事罰であるがゆえに、起訴については検察官に委ねられていること、二点目は、現行の罰則規定では禁錮の規定がありませんけれども、一体誰を禁錮刑に処するのか、規定中の「その行為をした者」の概念が明確でないことです。さらには、罰金の上限が一〇〇万円と定められているのに対して、過料は五〇万円、さらに不履行の日数が五日を超える場合は、その日数一日につき一〇万円を加える金額以下ということになっており、不履行日数によっては、過料に処した場合の金額が罰金額を上回るという体系にも問題があると思っております。

そこで一点目の問題についてですが、確定判決により支持された救済命令違反の場合は刑事罰ですから、検察官の起訴が必要となります。違反者を起訴するかどうかは検察官の判断に委ねられているので、労働委員会から不履行の通知があったからといって、検察官は必ず起訴すべく義務付けられているものではありません。しかしながら、現行制度は命令の実効性を罰則によって担保しようとするものである以上、労働委員会の調査によって不履行の事実が

明らかになった場合、検察官の職権発動と裁判所による厳正な罰則の適用が必要不可欠であると考えております。

先ほども述べたように、兵庫県労働委員会は平成元年以降、確定判決により支持された救済命令について不履行通知をした事例はありませんが、確定命令の不履行通知をした事例は三件あります。簡単に紹介いたしますと、不履行通知後、命令がほぼ履行されたと判断されたのが一件、裁判所によって過料に処する旨の決定がなされたのが二件です。この二件は、賃金の是正としてのバックペイを命じられた事例で、いずれも当委員会からの履行状況の照会に対して、被申立人である会社からの回答がなかったため、委員会で履行状況を調査し、不履行の事実を確認した上で、裁判所に不履行通知を行ったものです。これに対して裁判所は、一件は二〇万円、もう一件には七〇万円の過料を命じております。つまり、労働委員会の不履行通知に対して適切な過料を科しており、裁判所に直接不履行通知を行えば、裁判所はそれなりの対応をいただけたということですが、

それに対して、本議題では和解契約の履行、誠実な団体交渉、誓約文の手交を内容とする救済命令を発した後、行政訴訟が提起され、命令が確定判決によって支持されております。会社は命令を履行せず、行政訴訟を提起するだけで、口頭弁論に全く出頭せず、判決後、控訴もして

おりません。会社の命令不履行については、労働委員会が調査して明らかになっているということですので、その上で確定判決によって命令が支持されている、このような事例について罰則が適用されないようでは、労働委員会命令としての意味をなしません。しかも、不起訴の理由を嫌疑不十分とする検察官の回答にはいろいろの理由があるかと思えますが、労働委員会が行った履行調査の結果をどのように考えているのか甚だ疑問に感じております。

また、設問において指摘されているように、救済命令の名宛人は法人であっても、罰則の対象者は「その行為をした者」とされており、具体的に行為者を特定する必要があることから嫌疑不十分とされたとも考えられますが、仮にそうであれば、罰則の対象者を明確にする必要があると思えます。このような問題についてどのように対応するかについては、一つの方法として、労働委員会としても不履行通知を発するだけでなく、このような刑事罰の対象となる不履行について、先ほど神奈川県からも発言があったように、検察審査会に対して公訟を提起しない処分の可否の審査を申し立てる必要があるのではないかと思います。

次に設問三ですが、このような問題を立法により解決していくためには、命令の実効性を高めるとともに、先に述べたように、不履行日数によっては過料に処した場合の金額が罰金額

を上回るという状態をどう考えていくかが問題になります。過料の金額が不作為期間に応じて上限なく大きくなっていくという、このこと自体の問題もありますけれども、罰金額が一〇〇万円以下という現行制度については、不当労働行為救済命令を間接的に履行させる手段として、例えば罰金額の引上げということも考えていく必要があるのではないかと思います。もちろん、罰金一〇〇万円以下という規定は、罰金の体系の中で比較衡量されて決定された金額であることは重々承知しておりますけれども、選択肢の一つとして検討していく必要もあるのではないかと思います。

また、現行法上、禁錮刑の対象者は「その行為をした者」と定義されています。コメントールによれば、「その行為をした者」とは、救済命令等違反を実際に行った自然人であるとされており、具体的な事案で考えると、例えば不利益取扱いの回復を命じる救済命令の場合、使用者である法人のために、その救済命令の履行を確保すべき立場にあり、実質的にその権限を有する者が労働担当の取締役の場合、禁錮刑の対象となるのは労働担当の取締役なのか、履行することを組織的に指示しなかったと推認される社長なのか、あるいは両者なのか不明です。検察官は犯罪被疑者を特定して禁錮刑を求刑するわけですから、このような重要なポイントを曖昧にしたままでは、起訴する

ことに躊躇することも考えられるのではないかと思います。

そこで、不当労働行為救済命令の不履行を決定した者の責任に応じて禁錮刑を求めるという考え方もあるかもしれませんが、検察官にそのようなことを求めるのもなかなか難しいと思われまして、一つの提案として、例えば禁錮刑の対象となるのは法人の代表者である、などと明確になるような法律を改正するなど、検察官がより起訴しやすい制度に改めることを検討する必要がありますと考えております。さらに、

検察官に起訴を義務付けるような制度については、少年法において家庭裁判所から送致を受けた事件について検察官が原則として起訴を義務付けられている例があることを除き、例のない現行制度では困難であるかもしれません。更に進んで確定判決により支持された救済命令の不履行については、特段の事由がない限り、検察官は必ず起訴しなければならないというような強行規定を設けることを要望していくことも必要ではないかと考えております。以上、私の意見発表とさせていただきます。御清聴ありがとうございます。

使用者委員（香川） 福家 正一

本件について、使用者委員の立場から意見を述べさせていただきます。

香川県労働委員会の過去一〇年の審査事件

は、全部で一三件申立てがありました。一年に一件の割合で、まさにゼロ・ワン県であります。状況は、終結が八件で、内訳は取下げ五件、棄却一件、開和解二件です。現在、係属中は五件です。このように、審査事件そのものが非常に少ないため、皆さんの参考になるかどうか分かりませんが、過去の記録や経験から私見を述べさせていただきます。

まず、設問一です。香川県労委において同種の事例を有するのですが、公益委員会議の記録によりまずと、香川県労委における検察官通知の検討は、過去三回審議しております。行政訴訟事件の確定判決はそれぞれ違いますが、事件の当事者はいずれも同じです。この事件の被申立人は私立の学園で、昭和五〇年から平成一年にかけて、原職復帰、バック・ペイなどで争っており、三〇事件という申立てがなされ、そのほとんどの事件が中労委を経て、裁判は最終的にまで係争しております。最終的には、平成一年に、地労委、中労委、裁判所で係属していた二〇事件の事件すべてが東京地裁で和解しております。

この一連の事件の中で、東京地裁の緊急命令、原職復帰命令に違反して一年六か月も履行せず、また履行する意思すら示さないで、緊急命令を軽視しているとして、中労委の不履行通知を受け、高松地裁が平成九年に過料に処した額が五〇〇万円という高額になった事件があり

ました。高松高裁、最高裁まで抗告されましたが、却下され、五〇〇万円の過料が確定いたしました。この五〇〇万円の過料が学園側に負担となり、平成一年に和解により事件が終了したものであります。

設問二ですが、行政罰と刑事罰の取扱いの違いについて、救済命令の実効性確保の観点からどのように考えるかです。まず、①の名宛人の対象者の違いですが、行政罰である過料は行政上の秩序罰で、金額での罰則であるので、救済命令の名宛人の使用者が法人であるときは法人自体に科せられるということです。一方、刑事罰である刑罰は、「一年以下の禁錮若しくは一〇〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」となっております。私は刑事訴訟法には詳しくありませんが、法人を罰金に処することはできないのではないかと思います。

労働組合法第三二条では、労働委員会の救済命令に対し使用者が再審査の申立ても取消しの訴えも行わなかった場合は救済命令が確定し、その救済命令に違反した場合は、行政罰である過料に処せられることになりました。この過料は、一般に秩序罰であるともいわれていますが、労働委員会にこうした機能があることにより、命令の履行を間接的に強制する執行罰としての意味合いも強いものと思われまして、同条では、過料の額は五〇万円以下ですが、括弧書き

付きで「なおお作為命令の違反に対しては、不履行日数が五日を超える場合、一日につき一〇万円の割合で算定した金額を加える」となっており、上限が設けられておりません。結果として、相当高額の過料も可能となっております。このことは救済命令の実効性の確保に寄与するポイントであろうと思われまして。

先ほど紹介した本県の審査事件では、平成九年に使用者に五〇〇万円の過料が科せられたことにより、その後、当該事件とも関連する他の取消訴訟事件の和解を促す一つの契機ともなりました。また、労働組合法第二八条では、労働委員会の救済命令が確定判決によって支持された場合の違反に対しては、一年以下の禁錮若しくは一〇〇万円以下の罰金となっております。一般的には、刑罰による威嚇の方が、行政罰である過料の定めよりも履行の強制を促す機能は強いものと思われまして、前述括弧書きの定めにより、過料でも活用次第では一定の履行強制の効果は期待できるのではないかと考えます。ただ、手続的には労働委員会が調査により違反事実を把握し、公益委員会議の決定を経て、裁判所に通知することになります。その通知があつても、取り上げるか否かは裁判所の職権で行われ、どれだけの額にするかも裁判所の裁量によることとなりますから、履行強制力において少しもどかしさを感じるというのが実感です。

次に②で、労働組合法第二八条で規定する「その行為をした者」に禁錮や罰金、あるいは併科するとなっています。罰金は、先ほどの名宛人の使用者の解釈に法人、あるいは法人の代表者、代表取締役、工場長、担当重役などの自然人が考えられます。しかし、禁錮は法人に科することはできないので、自然人に限定されると思われれます。次に、救済命令の名宛人である使用者が法人である場合、その事件に対し取消訴訟が提起されたが、命令支持判決があつた場合は、違反に対し「その行為をした者」に対し刑罰が科せられることとなります。対象者が異なることについては、いろいろな説があると承知していますが、法文上は第二八条では対象者を使用者とはせず、「その行為をした者」と書き分けていること、罰則で禁錮を規定していることを考慮すれば、罰則の対象は救済命令に違反した自然人とみるのが自然だと思われれます。

次の③の緊急命令は読んで字のごとく、裁判所が緊急に命令しなくては不当労働行為によつて解雇された労働者の生活が困窮したり、支配、介入によつて組合に回復することができない損害が生じたりするおそれがあります。また条文上、効力は判決の確定に至るまでとなつており、判決が出される前に緊急に命令されなければ、提案のように事実上機能しないこととなります。緊急命令は効果はありますが、裁判所がどれほど理解して命令を出してくれるか

が問題です。しかし、労働委員会としては、制度を活用することが重要と思われれます。また、訴訟になつた場合、第二七条の二〇に規定する緊急命令が発せられ、その違反に対しても確定救済命令の違反と同じく過料に処せられることとなっています。先ほど紹介しました審査事件ですが、緊急命令を履行していないとして中労委から高松地裁へ通知が行われ、裁判所の決定により過料に処せられています。ただ、設問にある緊急命令を本案判決と同時にすることの問題点については裁判所の取扱いの問題でもあり、意見を持ち合わせてはおりません。

最後に設問三の立法による解決方法ですが、救済命令の実効性確保の点から、設問一、設問二の問題点の指摘について、過去に申立てのあつた審査事件について検討しましたが、冒頭に報告したとおり最近事件数が少なく、ノウハウ、経験が蓄積されておらず、自信を持って申し述べる意見もありません。ただ、使用者委員の立場から言わせていただきますと、何もかも刑事罰化することは、本来の自主的、主体的労使関係や、健全な労使関係の維持、向上に役立たない場合があるのではと考えます。ですから、事案の状況によつて緊急性、重大性がある場合は、立法による解決も必要だと思いますが、結局は社会通念上問題があるかどうか、時代に合っているかなど、総合判断することによつて使い分けることが大事ではないかと感じてい

ます。また、法曹界の裁判所、検察官の方々に、労働委員会の役割、意義を理解して適切な判断をしていただく環境も必要かと思ひます。そのためには、労働委員会の知名度の向上が重要であるかと考えます。具体的には、将来法曹界で活躍される司法修習生の方々に、労働委員会の総会などの傍聴を通じて、不当労働行為の救済について理解を深めていただくようなことも望ましいことだと思つております。以上で意見を發表を終わります。御清聴ありがとうございます。

公益委員(三重) 小西 正史

各県からいろいろな意見が發表され、私から特に付け加えて申し述べることはないような気もします。時間のこともありまして、手短かに意見を述べさせていただきます。

私がこの北海道労委の議題を読んだときにまず違和感を持ったのは、「立法で解決するということをテーマに議論をしよう」という点でした。神奈川県労委の石黒委員や北海道労委の道幸委員も述べられていましたが、この議題にどうも読んでみて釈然としな部分がありました。それは、取消訴訟を提起したが全く出頭しなかつたケースまで嫌疑不十分とされたという部分です。私としては、まずこの点について対応が議論されるべきではないだろうかと思つたというのが正直な感想です。しかし、

よく考えてみますと、それではこの場で議論する内容としてふさわしくないのではないかと思ひます。そこで、道労委としては、あえて「立法で解決する場合」とされたのではないかと思ひます。ちなみに、私どもの事務局は、立法で解決することについては、「中労委においても都道府県労委においても、確定命令の不履行あるいは緊急命令の不履行、判決により支持された救済命令の不履行を裁判所、検察官へ通知する件数は年に数件程度となつており、ほとんどの命令が履行されている」というような状況であることから、現時点では立法措置を早急に検討するほどの緊急性はなく、今後の検討課題ではないか」という意見でした。

こうしたことは、たぶん北海道労委も御承知だと思ひます。それでもあえて議題として提起されたのは、先の点について「全く釈然としていない」ということであろうと推察いたします。私はおそらく中労委の方々は北海道労委の「釈然としな」という文意を十分汲み取られ、検察庁に理解を求める働きかけをするなどの対応をされるものと期待をするところでです。

しかし、今回のテーマは「立法での対処」ということですので、そのラインに沿つて「釈然としな」という点について考えれば、検察サイド判断を促す立法での対処としては、兵庫県労委の那須委員も述べられていましたが、「処罰対象者を明確」にすることではないかと思ひ

ます。処罰対象者については、既に紹介されていますが、過料については救済命令の名宛人たる「使用者」と規定されていますし、刑罰については「その行為をした者」と規定されています。刑罰の対象者については、名宛人たる使用者なのか、実際に行為を行った自然人なのか、このあたりがやはり判然としません。また、自然人であるならば、具体的にどのようなものを指すのか、あるいは禁錮刑が予定されているので法人は該当しないのかも、法文上は判然としません。こうした処罰対象が曖昧であることが、検察官の起訴、不起訴に何らかの影響を与えているとも考えられます。

それでは、具体的に処罰対象者を明確にするにはどうしたらいいか。労働関係調整法第三九条は、これは公益事業について法所定の予告をせずに争議行為を行ったことへの罰則ですが、これを参考に労働組合法第二八条を改めるという方法もあるのではないかと考えます。労働関係調整法第三九条第一項は、「第三七条の規定に違反があった場合においては、その違反行為について責任のある使用者若しくはその団体、労働者の団体又はその他の者若しくはその団体は、一〇万円以下の罰金に処する」とした上で、第二項において「前項の規定は、そのも

行する役員にこれを適用する」としています。こうしたことで、対象者を絞り込んでいます。労働組合法第二八条も、同様の規定を設けることによって、対象者を絞り込むことが可能ではないかと思えます。これは一つの例ですが、こうしたことによって検察官の判断をサポートできるのではないかと考えます。

言い忘れていましたが、三重県は裁判所、検察官に対して救済命令の不履行について通知した事例はありません。以上で意見発表を終わります。

意見交換

○新井委員（群馬・公） 当委員会で、本件のテーマと関連のあるケースがありましたので、報告させていただきたいと思えます。ただし、当委員会のケースは確定判決ではなく、確定した救済命令の不履行が問題とされています。それから、訴訟上の和解が存在して、やや特殊な要素もあります。

事案の内容ですが、保育園で組合が設立された後に、園側が組合員を解雇したことをめぐって救済が申し立てられた事案です。これに対して当委員会は組合の主張を認め、解雇を無効として当該組合員の原職復帰と賃金相当額の支払いを命じました。これに対して保育園側は再審査を申し立てました。そして、これと並行し

て解雇された組合員が保育園を被告として地位確認等の訴訟を提起し、救済命令が発された後に訴訟上の和解が成立しました。その和解内容は、解雇を撤回した上で、原職復帰については職種を特定するなど、当委員会の救済命令よりは義務を詳細に規定した内容となっていました。そして、この和解の後に、保育園側が中労委に対する再審査申立てを取り下げたため、当委員会の命令が確定しました。

当委員会では、命令の確定後に両当事者に対して命令履行の状況報告を求めたところ、当該組合員は職場には復帰したものの、救済命令の原職復帰とは認められなかったため、命令不履行と判断して地方裁判所に確定命令の不履行通知を行いました。それに対する裁判所の判断は、残念ながら不処罰というものでした。しかも、当委員会から不履行通知をした三日後に、その判断がされたにもかかわらず、これを当委員会が知ったのは二か月後のことでした。

事務局で確認した結果、不処罰の決定は法人の審査を行わない、いわゆる略式手続であったこと、決定の告知は検察官のみに行い、検察官からの異議申立てがなかったことが判明しています。そこで、この事案で当委員会が感じたことは、裁判所による決定の通知の問題です。先ほど述べたとおり、実際には通知の三日後に不処罰決定がなされたにもかかわらず、裁判所からの通知や連絡は一切なく、二か月後に当委員

会から問い合わせたその事実を知ったという状況です。また、その事実を知った後に、書記官から事務連絡という形式で不処罰という書面が届いたのですが、その理由は何ら明らかにされていませんでした。

御承知のとおり、裁判所は法律上、労働委員会の不履行通知に対する応答義務がないのですが、裁判所の手続は非公開でその結果も告示等はされていませんので、当委員会としては不履行通知を発した事件がどのような結果になり、また、どういう理由でそのような結果になったのかを知る手段がありません。また、その連絡の時期についても、既に即時抗告の一週間を過ぎて当委員会が知ったわけですが、場合によっては当委員会の対応として、不処罰に対しては検察官に即時抗告を求めるとはならないので、即時抗告の期間を経過していることなのですが、手段がない状況になっています。

労働委員会は、労組法違反事件の当事者ではありませんので、即時抗告などはできない立場ではあります。法律上不履行通知が義務付けられている立場であり、しかもこの通知によって救済命令後の労使関係に重要な役割を果たしていることを考えますと、こうした取扱いは間違っているのではないかと気がしています。実際、本件の場合では、この不処罰の決定後、労使関係が更に悪化し、新たに不当労働

行為の申立てがなされるといふ残念な結果になりました。

先ほど述べたとおり、本県のケースは救済命令後に訴訟上の和解が成立し、その和解では、解雇無効ではなく撤回をしている、それから、原職復帰の内容が救済命令とはやや違った合意をしていることをみますと、形式上は救済命令が確定しているものの、実質的には解雇等については訴訟上の和解で決着したとみる要素が多分にあり、この点、和解案項を見ても趣旨が不明確であり、そういったことが裁判所の不処罰の理由になっているのではないかと推測する意見もあります。本件のテーマとはやや違う要素が含まれているのですが、事例を紹介させていただきます。

○江田委員（島根・使） 島根県労働委員会においては、議題のような事例の経験はありませんので、本議題について当労委で行った意見交換の内容を紹介させていただきたいと思います。

本議題の説明によると、和解協定の不履行及びそれに対する団体交渉に応じなかったことが、労働組合法第七号第二号及び第三号の不当労働行為に当たるとした救済命令は、確定判決によって支持されています。それにもかかわらず、検察官は「嫌疑不十分」として不起訴と決定しています。「嫌疑不十分」ですから、検察

は疑わしいが有罪に持ち込むことが難しいと判断したことになります。本件の「嫌疑不十分」の理由は不明ですが、不当労働行為の態様の特色を考えれば、今後、確定判決により支持された救済命令の不履行があった場合、個人一人ひとりを捉えると「嫌疑不十分」となる可能性は大いにあると思われれます。なぜなら、不当労働行為事件においては、労使関係をめぐる様々な事実関係、諸般の事情を総合的に考慮して、不当労働行為の成否を判断する場面が多くあります。救済命令の不履行があった場合に、その行為者を特定するときにも、このことが関係してくると思われれます。

そこで、救済命令の名宛人は最高裁判例により法人自体であるとされていますから、命令の不履行の責任は法人自体が負うべきであって、その処罰内容は法人に対する罰金刑とすべきであるという意見がありました。私自身も、この考えが妥当ではないかと考えています。

なお、法人そのもののほかに、法人の代表者が負うべきであるとか、法人に加えてその代表者ないし労務担当重役、工場長などを加えるべきであるなど、様々な意見が出されました。しかし、使用者側としては刑罰を科されることは非常に重い問題であり、厳格に処理していただきたいと思います。

最後に、これまで使用者委員として審査事件に参与した経験から、私は大方の意見と同様に、

和解は紛争を円満に終わらせ、将来の労使関係の安定に大きく貢献する最善の解決方法と考えています。和解を進める参与委員の立場に立つて考えると、この事例のような事態が見過ぎされ、放置されますと、今後の和解作業において説得が功を奏さず、和解によって紛争を解決することが困難になるものと考えます。よって、早急に対応すべき問題であることは、この点からもしっかりと言えらると思えます。以上で発言を終わります。

○折田委員（高知・労） 高知の経験ですが、一九四九年以降三四の命令、うち救済命令は二件あります。この間、行政訴訟の提起は六件ありましたが、判決によって支持された命令に違反した事例はありませんでした。なお、緊急命令の申立ては二件ありまして、このうちの一件は使用者が緊急命令に従わないとして、不履行通知を二度行っています。この結果、一度目に一〇〇万円、二度目には一五〇万円の過料が科されましたが、最終的には当事者間で和解が成立し、解決しています。

続いて、設問二に関してです。労組法上、緊急命令及び確定命令に対する不履行と、確定判決に支持された命令の不履行では、明確に取扱いが異なっています。命令の実効性確保の観点からは、緊急命令等の不履行についても、確定判決を経た場合と同様に、より重い刑罰を規定

することが望ましいとも考えられるわけです。しかし、使用者が救済命令について現に争っている緊急命令段階での不履行と、司法手続において攻撃防御を尽くした確定判決を経た後の違背とでは、責任の度合いが異なることは認めなければならぬと思えます。

次に、処罰の対象についても、これまでに語られていますように、法文上明らかに異なる表現が用いられているところです。これに加えて、法第二八条の「その行為をした者」については、何人かの方から論及がありましたが、法文上その対象が明確でなく、学説上も争いがあるところとあります。ただ、法第二八条と第三二条との整合性を考えて読むとするならば、やはり「その行為をした者」とは、使用者のために権限をもって現実に救済命令に反する行為をした者を言うことと解さざるを得ないと思われれます。ただ、留意点①でも指摘されていますように、このように解するならば、やはり命令の名宛人と処罰の対象が異なるケースが出てくる場合もあり得ます。そうすると、命令に従うべき公法上の義務のある使用者が処罰を免れることとなり、命令の実効性確保の観点からは問題であるところと考えるところです。そこで、できるだけ処罰対象を広げて現実の行為者と命令の名宛人である使用者の双方を処罰の対象とする見解、あるいは命令の名宛人である使用者を対象とすべきという見解もあるわけです。しかし、第二八

条には両罰規定が存在しておらず、現実の行為者に加えて命令の名宛人である使用者を処罰することは困難であり、また、法第三二条と第二八条とは、条文構成、文言が明らかに異なることから、法第二八条が現実の行為者でなく命令の名宛人である使用者を対象としているとみることは困難であると考えざるを得ないと思うところです。労働者委員としては、大変もどかしいところですが、この点についてはやはり立法による解決を待つほかないのではないかと思ひます。

留意点③で指摘されていますように、緊急命令が本案と同時審理されることになりますと、その間、使用者の緊急命令違反に何ら手立てを講じることができないという、極めて不都合な事態が生じる可能性があります。この点については、裁判所の運用の問題が大変大きいと考えます。つまり、緊急命令は命令の実効性を確保するために、法が特に設けた制度ですので、裁判所は法の趣旨を尊重して迅速に審理すべきであると考えます。そこで、この旨労働委員会が上申するなどして、迅速な審理を行い、命令の意義を没却させぬよう、裁判所を促すことが大変重要ではないかと考えます。

最後に、設問三に関してですが、明解な見解を示すことはできませんが、命令の実効性を確保する観点から、若干私見を述べさせていただきます。私は、労組法に規定されている緊急命

令の制度は、救済命令の実効性を確保する上で、極めて有効な制度であると考えています。この点を中心に、立法措置等制度の充実を図っていくことが、極めて重要であると考えます。と申しますのも、冒頭申し上げましたように、当労働委員会では、かつて不履行を続ける使用者に高額な過料が科されたことで和解に至った事例を経験しています。したがって、場合によってはこの過料は刑罰に匹敵するほどの抑止力と実効性を有するのではないかと思ひつています。

また、不履行後に使用者が翻意して履行した場合など、事情の変化があった場合、裁判所としても將來に向けた円滑な労使関係の構築の観点から、柔軟に対応することも可能ではないかとも思ひつています。

労働委員会の緊急命令の申立てに対し、裁判所が不可罰と判断した場合、一般には労働委員会に抗告権は認められていないと解されています。しかしながら、この制度は命令の実効性を確保するため、法が特に認めたものであることから、通知義務が課せられる労働委員会については、不服申立制度の立法化が検討されてよいのではないかと考えます。以上をもって私の発言とさせていただきます。ありがとうございます。

○山内副議長（青森・労） 壇上で意見を発表

された方、また会場から発言をされた方、それぞれ貴重な御意見をありがとうございました。各労働委員会の意見にも、対象となる事件内容によって進め方や対応に違いもありましたが、求めるところはどうか労働者の権利を守るのかだと思ひます。

さて、青森県労働委員会の状況について、少しだけ申し上げます。私が委員となつてここ六、七年間の事件については、ほぼ和解で終結しており、個人的には本件議題のような事案の経験はありません。ただ、事務局に過去の記録を調べてもらったところ、昭和六一年に同一当事者間で係属した四件の事件については、一括して検察官へ確定命令の不履行通知を行ったという事例が、一件ありました。この事例は、最終的には不起訴処分となりました。また、緊急命令を申し立てた事例については一五件ありましたが、これも平成五年を最後に現在まで対象となる事件はありませんでした。その中で、緊急命令申立てが却下となつた事例について申し上げます。この事例は、会社が当労働委員会を相手方として取消訴訟を提起したため、本案訴訟の判決が出るまで命令不履行の状況が続くことは組合における損失や団結権に対する影響が大きいと当労働委員会で判断し、緊急命令を申し立てたという事例です。地裁は、短期間でも勤務をしている状況がある以上、経済的損失は大きくなく、緊急性は認められないとし

て、緊急命令の申立てを却下しました。

このように青森県においては、確定命令の不履行や緊急命令の申立て自体が近年非常にまれな状況となつてきています。また、全国的にも少なくなつてきているのではないかと思ひつています。ただ、今日意見発表をしていただいたとおり、事例が少なくなつてきているとはいへ、この問題について、委員としてきちんと理解を深めておかなければならないと感じたところです。

○三浦副議長（秋田・使） 六人の各県労働委員会の皆様から、大変貴重な御見解を発表いただきました。ありがとうございます。また、場内からも大変参考となる御発言をいただき、心から感謝申し上げます。

私の所属している秋田県労働委員会でも、ここ近年、不当労働行為事件を扱った件数は、平成一九年が一件、二〇年が〇件、二二年が一件、二三年が二件、二三年が〇件というところで、件数そのものが大変少なく、今日皆さんに研究していただいたような案件は発生していませんし、私の拙い経験の中でもこのような問題意識がなかったものですから、今日の第二議題の討議は大変参考になりました。

特に、兵庫県あるいは三重県の委員の方からは、法律をこのような方向で改正したらどうかというような具体的な提案もいただきました。

し、岡山県、香川県、最後に場内からも、その地区の具体的な事例を発表いただきまして、本当に参考になりました。

本日、私が副議長を務めるに際して、事務局から資料をいただきましたので、少し披露させていただきますと思います。今年の六月に衆議院でも、使用者の労働委員会救済命令不履行は正に關する質問が出されています、そのような問題意識が提起されているようです。内容をみますと、裁判所の緊急命令が出されても、使用者が労働委員会の命令を履行していない件数は、ここ数年、中労委抜いで平成二十二年に四件ぐらいありまして、二十二年、二十三年は〇件です。それから、都道府県の委員会との関係では、平成二十二年は一件、二十三年は一件です。救済命令が確定判決によって支持された場合に、使用者がこれに違反してなお履行しない件数も、中労委関係で各年一件ずつ、平成二十三年は〇件、都道府県労委の関係でも、平成二十三年に一件というところで、答弁がなされています。ほとんどの使用者が確定した救済命令に従っているというような答弁になっており、やや問題意識が薄いのではないかなという感じがしています。とはいうものの、この一件、二件というのは、たぶん極めて複雑に絡まったような問題で、かつ不当労働行為が繰り返しているような事案だと思えますので、今日審議された命令の実効性確保というのは、やはり早急に立法的

な解決も含めて検討すべき課題ではないかと、改めて思いました。

○井上議長（大阪・公） 最後に私から簡単に御礼とお願いを申し上げます。本議題は、労働委員会の救済命令について、実効性の確保がどのように図られているか、実施法と改善点について討議いただくものでした。労働委員会として検討すべき重要な課題であり、このような議題を提案いただきました北海道労委の道幸委員、また様々な角度から貴重な御意見を賜りました各県労委の皆様方には、心より感謝申し上げます。

各労委におかれましては、本日の意見発表を踏まえて、引き続き御検討いただければと思います。以上をもちまして、第二議題の審議を終了いたします。